



影岡 俊範 議員

紙オムツ給付及びオムツ代助成制度とは、在宅で介護をしている方に現物給付として市町から紙おむつを支給する制度のことで。



松前町の支給要件

〈利用対象者〉

- 65歳以上の要介護4又は5に認定されるか、それに相当する在宅高齢者を介護している、住民税が非課税の家族

〈利用回数等〉

- 月額 1人あたり 6700円相当分を限度とする。

住みなれた地域と家庭で自立した生活を

問 介護保険サービスに関する介護用品の紙おむつ助成制度について問う。

答 早瀬健康課長
高齢者等の保健福祉の向上を図ることを目的として、松前町高齢者等支え合い事業実施要綱に基

づき、紙おむつ等の支給を行っている。

65歳以上の要介護4もしくは5の認定者、またはそれに相当する在宅の高齢者であり、町民税非課税世帯に属する者を介護している家族に対し、1人当たり月額6700円相当分を限度として、

紙おむつ、尿取りパッド等を月1回現物支給するものだ。

支給実績は、平成24年度5人、平成25年度2人、平成26年度1人で、平成27年度以降は申請者がいないため支給実績はない。
ケアマネージャーが集

まる松前町介護支援専門員連絡会をはじめ、さまざまな機会を捉えて周知、啓発を行っていく。

学校給食費の徴収・管理業務の今後は

問 学校における働き方改革として、学校給食の公会計化について問う。

答 仲島教育委員(会事務局長)

小・中学校の学校給食費については、保護者から委託され、各校長が口座振替等により徴収して松前町学校給食会を取りまとめ学校給食センターに納入している。

学校給食費の徴収に関する教職員の業務は、給食費の納入の確認や未納となった場合の電話連絡や督促状の発送を行うことで教職員の負担となっている。

令和元年7月31日付けで文部科学省から愛媛県教育委員会を通じて教職員の負担を軽減するため、学校給食費の徴収を地方公共団体自らの業務

として行い、学校給食費を地方公共団体の会計に組み入れる学校給食費の公会計化の推進を検討するよう通知があったところだ。

給食費管理のためのシステムの導入や人員の追加配置など、導入やその後の運用に大きな費用がかかる。教職員の負担軽減のためには、学校給食の公会計化は大切である

と考えている。

県内自治体の動向を見ながら情報収集を行い、研究していきたい。

当面は教育委員会や松前町学校給食センターで教職員の負担を軽減する方策を検討していきたい。

